

中期計画の変更に係る関係法令

●地方独立行政法人法

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 . . . (略)

3 . . . (略)

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 . . . (略)

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

●地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会条例

(所掌事務)

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

(1) 法第26条第1項に定める中期計画の認可に関すること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価に関すること。

(3) 法第28条第1項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

●地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務運営等に関する規則

(中期計画の認可の申請)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の90日前までに(法人の成立後最初に作成する中期計画にあつては、法第25条第1項前段の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく)、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。